長万部町津波避難計画

平成３０年４月
長万部町

目　　次

第１章　総則　1
　１　目的
　２　計画の修正
　３　用語の意義

第２章　避難計画　1
　１　津波到達予想時間の設定
　２　津波避難計画
　３　避難困難地域

第３章　初動体制　4
　１　連絡・参集体制
　２　配備体制
　３　津波情報等の収集・伝達

第４章　避難指示の発令　6
　１　発令の基準
　２　解除の基準
　３　発令時期及び発令手順
　４　伝達方法

第５章　津波対策の教育・啓発　8
　１　津波に対する心得

第６章　津波避難訓練の実施　8
　１　避難訓練の実施
　２　避難訓練の内容

第７章　積雪・寒冷地対策　8
　１　冬期道路交通の確保
　２　避難対策、避難生活環境の確保
　３　電力の確保
　４　緊急通信ネットワークの確保
　５　雪崩対策
　６　水門等の作動の確保
　７　救助・救出体制の強化

第８章　その他の留意点　9
　１　観光客、釣客等の避難対策
　２　避難行動要支援者の避難対策
　３　地域コミュニティにおける自主防災組織結成の推進

（平成 25 年２月　１日　策定
平成 26 年３月 18 日　変更
平成 28 年２月　４日　変更
平成 29 年４月　３日　変更
平成 30 年４月 16 日　変更
令和　７年３月　６日　変更）

第１章　総則

１　目的

この計画は、将来発生が予想される津波災害に対し、地震・津波発生直後から津波が終息するまでの間、住民の生命、身体の安全を確保するための避難計画である。

２　計画の修正

この計画は検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正する。

３　用語の意義

この計画において、使用する用語の意味は次のとおりである。

(1) 津波浸水想定区域

想定する津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲をいう。

(2) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、町が指定するものをいう。

(3) 避難目標地点

津波の危険から、とりあえずの生命の安全を確保するために避難対象地域の外に定める地点で、住民等が設定する避難の目標地点をいう。

(4) 避難路、避難経路

避難するための経路で、町や住民等が指定・設定するものをいう。

(5) 避難場所

津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に町が指定するものをいう。

※　(4)を総称して「避難経路」、(3)、(5)を総称して「避難先」という。

第２章　避難計画

１　津波到達予想時間の設定

本町では、道が令和３年７月に作成した津波浸水想定区域の結果を勘案し、津波到達予想時間を設定する。

地名	影響開始時間(分)		到達時間(分)		最大津波高(m)
	±20cm	＋20cm	第１波	最大波	
長万部町・豊浦町境界付近	13	71	82	82	7.1
静狩	13	73	86	86	6.8
長万部川河口	18	72	86	86	6.6
大中漁港	19	72	89	89	7.0
花岡	14	72	90	90	7.5
国縫	14	72	89	89	6.3
豊野	15	73	87	87	6.4
黒岩漁港	19	72	84	84	7.4

２　津波避難計画

(1) 避難対象地域、避難目標地点、避難場所

避難対象地域名	避難目標地点	避難所
豊津地区　10 世帯　22 人	豊津開拓会館	豊津開拓会館
豊野地区　8 世帯　17 人	冨森宅周辺 藪下宅周辺	※旧国縫小学校
国縫地区　227 世帯 333 人	国縫インターチェンジ 旧松山スキー場	※国縫振興会館
花岡地区　15 世帯　23 人	長万部公園 スキー場の高台 旧苗畑跡地周辺 旧デッカ塔跡地 その他、右記避難所	平里会館 老人福祉センター 東京理科大学 富野振興会館 富野八幡神社 福祉センター スポーツセンター 青少年会館 高砂振興会館 学習文化センター 栄原金刀比羅神社 飯生神社 ふれあい会館
中ノ沢地区　54 世帯　99 人		
平里地区　86 世帯 132 人		
大浜地区　219 世帯 362 人		
曙町地区　59 世帯　87 人		
大町地区　178 世帯 279 人		
本町地区　109 世帯 165 人		
元町地区　78 世帯 116 人		
陣屋町地区　207 世帯 361 人		
温泉町地区　51 世帯　97 人		
高砂町地区　395 世帯 701 人		
南栄町地区　256 世帯 479 人		
新開町地区　202 世帯 378 人		
旭浜地区　144 世帯 278 人		
栄原地区　47 世帯　86 人		
共立地区　20 世帯　32 人	旧共立小学校 共立第１会館	旧共立小学校 共立第１会館 ※旧静狩小学校 ※静狩振興会館
静狩地区　232 世帯 359 人	金山周辺の高台	

注１　世帯数、人口は令和 7 年 2 月 28 日現在である。
注２　※印の施設は津波浸水想定区域にあるが状況に応じて使用する。

(2) 避難経路

避難対象地域から避難先までの経路を、次の事項に基づき確認するものとする。

・原則として、海岸及び河川沿いの道路は除くこと。
・建物の倒壊や落下物等による危険が少ないこと。
・電柱などの倒壊物、看板等の落下物による危険が少ないこと
・避難者数などを考慮して､幅員が広いこと。

(3) 避難方法

徒歩を基本とする。ただし、次の場合においては車両の使用を認める。

・高齢者や障がい者などが長い距離を避難する場合

・避難者が自力で避難できない場合及び遠隔地の避難所へ早急に避難させることが必要と認められる場合

２　避難困難地域

(1) 避難可能距離の算出

避難困難地域は、津波到達予想時間と歩行速度及び避難開始時間を考慮し避難可能距離を割り出した上で、津波到達予想時間までに避難目標地点まで辿り着けない地域を町が指定する。各地域の避難可能距離は、次の式により求める。

避難可能距離＝歩行速度（0.5m/秒）×（津波到達予想時間－避難開始時間×60）

地区	避難可能距離	歩行速度	津波到達予想時間	避難開始時間
豊津	2,160m	0.5m/秒	84 分	12 分
豊野	2,250m		87 分	
国縫	2,310m		89 分	
花岡	2,340m		90 分	
中ノ沢	2,310m		89 分	
大浜	2,310m		89 分	
字長万部	2,220m		86 分	
旭浜	2,220m		86 分	
静狩	2,220m		86 分	

・歩行速度は、歩行困難者、身体障がい者、乳幼児、重病人等を目安とした。

・避難開始時間は、巨大地震の揺れが５分程度継続する可能性があるため。（揺れが収まってから）＋５分。寝間着からの着替え等のため＋５分。防寒着の着用等のため＋２分。合計１２分と設定した。

(2) 避難困難地域の抽出

避難困難地域は、避難対阿庄地域の内、津波到達予想時間と避難する歩行速度から、津波避難目標地点又は津波一時避難場所まで避難することが困難な地区を抽出するものとする。

なお、当町においては、(1)避難可能距離の算出の結果から津波避難目標地点又は津波一時避難場所までの避難は可能であるため、避難困難地域はないと判断する。

第３章　初動体制

１　連絡・参集体制

勤務時間外に、津波警報及び津波注意報が発表された場合の職員（消防団含む）の連絡・参集体制は「長万部町地域防災計画 第１編総則 第３章防災組織 第２節動員配備計画」による。

［伝達系統図］

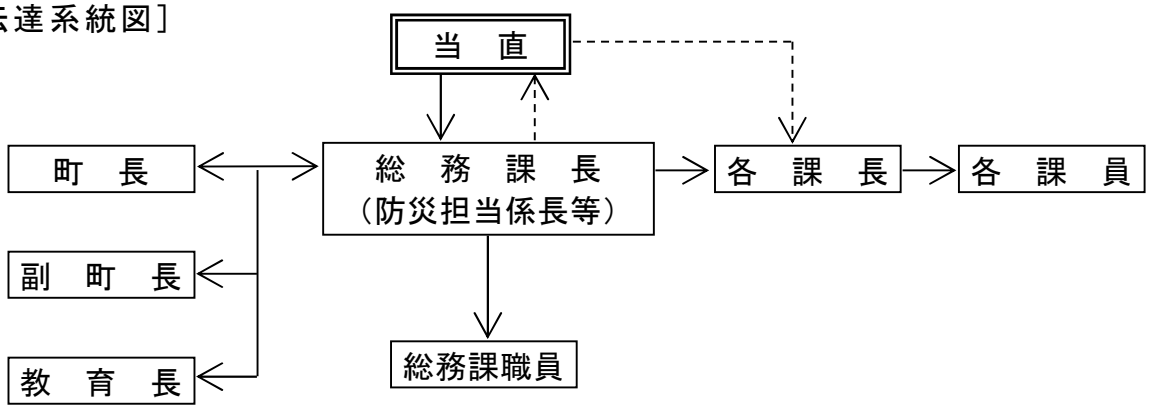

２　配備体制

区分	基準	動員配備人員
第１次非常配備 （災害警戒本部）	震度１～３の地震が発生 津波注意報が発表	総務課長、建設課長、消防長、防災担当者 ※避難所開設する場合、町民課長、学校教育課長、社会教育課長も招集 ※要配慮者利用施設と連絡調整を要する場合は保健福祉課長も招集
	震度４の地震が発生	全管理職
第２次非常配備 （災害対策連絡本部）	震度５弱又は強の地震が発生	全管理職、全主幹職、全係長・主査職
第３次非常配備 （災害対策本部）	震度６弱以上の地震が発生 津波警報が発表	全職員

３　津波情報等の収集・伝達

(1) 情報の種類と基準

種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値で発表 （津波の高さ予想の区分）	巨大地震の場合の発表
大津波警報 （特別警報）	予想される津波の最大波の高さが高い所で３ｍを超える場合	10m超（10m＜予想高さ）	巨大
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高い所で 1ｍを超え、３ｍ以下の場合	10m（5m＜予想高さ≦10m）	高い
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高い所で 0.2ｍ以上、１ｍ以下の場合であって､津波による災害のおそれがある場合	３ｍ（1m＜予想高さ≦3m）	（表記しない）

(2) 津波情報等の収集・伝達

ア　町は、次の情報を迅速に収集し、防災行政無線・防災ラジオ等を使用し津波到達予想時刻等を町内全域に伝達する。

（ア）津波到達予想時刻及び予想される津波の高さに関する情報

（イ）各地の満潮時刻に関する情報

（ウ）津波観測に関する情報（沿岸で観測した津波の時刻や高さ）

（エ）沖合の津波観測に関する情報（沖合で観測した津波の時刻や高さ及び推定される沿岸での津波到達時刻や高さ）

イ　津波警報等の伝達系統は、次のとおりである。

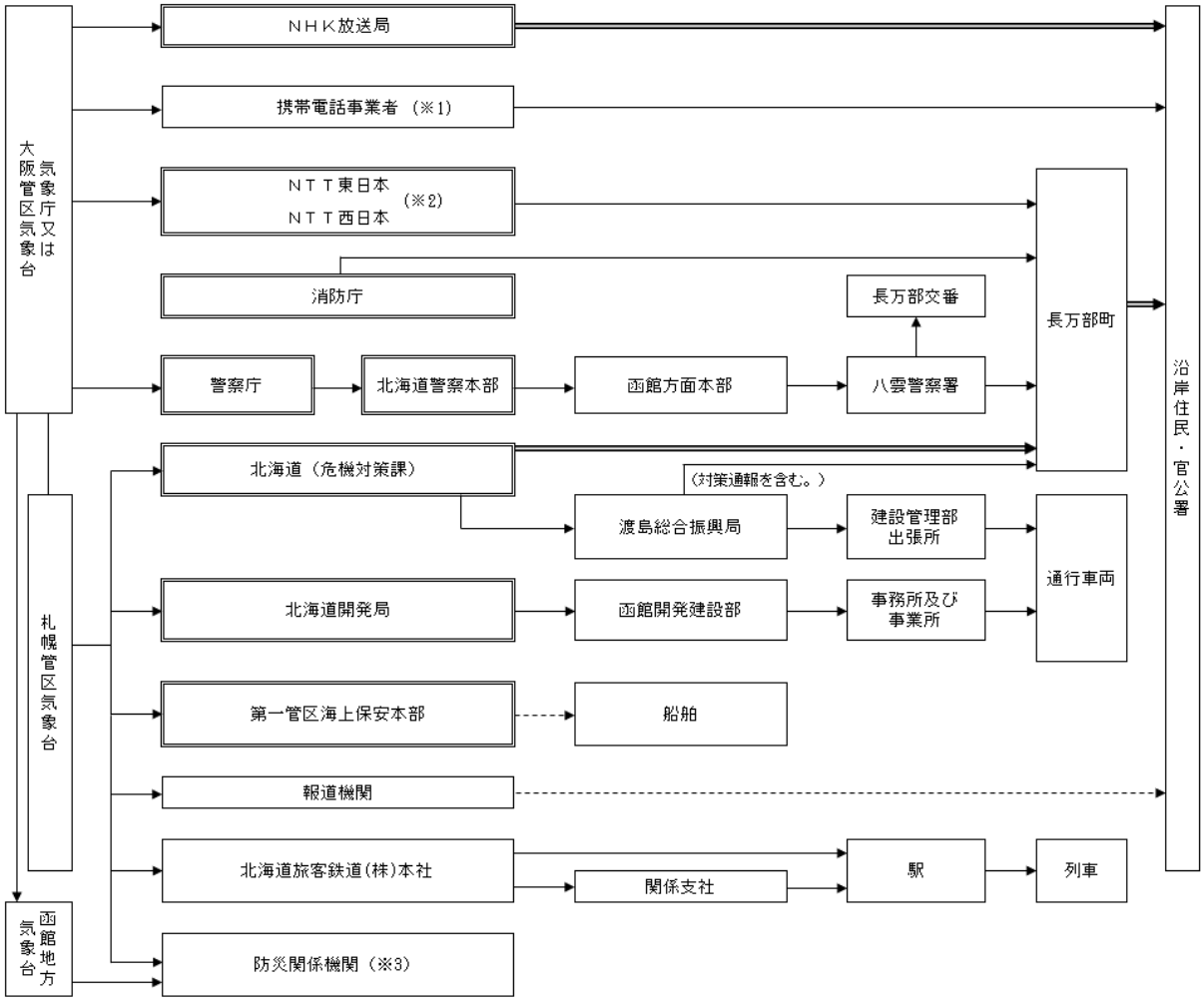

第４章　避難指示の発令

１　発令の基準

避難指示の発令基準は次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、現地の状況を総合的に勘案し、避難指示を発令する。

基準 （次のいずれかに該当した場合に発令する。）	対象区域
1 大津波警報が発表された場合	最大クラスの津波により浸水が想定される区域
2 津波警報が発表された場合	海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ３ｍの津波によって浸水が想定される区域（当該区域の定めが無い場合は最大クラスの津波により浸水が想定される区域）
3 津波注意報が発表された場合	漁業従事者、沿岸港湾施設就業者、海水浴客等を念頭に海岸堤防等より海岸の区域
4 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも１分程度以上の長い揺れを感じた場合	津波警報等を適時に受けることができない１～３に該当する区域

※　どのような津波であれ、危険地域から一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。

また、「緊急安全確保」は基本的に発令しない。

※　津波は、東日本大震災の際には津波浸水深が１．５～２．０ｍであっても、木造家屋の倒壊・流失が約３割であったこと、想定を上回る津波の高さとなる可能性が

あること、津波の到達時間が短いこと、津波は勢いがあるため海岸付近における津波の高さよりも標高が高い地点まで駆け上がること、地震の揺れによる海岸堤防の破壊や地盤沈下により、津波の浸水範囲が広くなる場合もあることを考慮する。

※　遠地で発生した地震や火山噴火等に伴う津波の場合については、気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、その内容により必要に応じて高齢者等避難の発令を検討する。

2　解除の基準

当該地域が避難指示発令の基準としている大津波警報、津波警報又は津波注意報が解除された段階を基本として解除する。

ただし、浸水被害が発生した場合には、当該地域が避難指示発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として解除する。

3　発令時期及び発令手順

１の発令基準に該当する事態を認知した場合は、速やかに町長が避難指示を発令する。

また、避難指示等の解除は、津波警報・大津波警報が解除されたときとし、町長が発令する。

なお、町長が不在又は連絡がとれない場合は、次の順位でこれを委任する。

委任順位	職名
第１位	副町長
第２位	教育長
第３位	総務課長

4　伝達方法

避難指示の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段		伝達先
総務課	防災行政無線伝達システムへの入力	ラジオ放送	聴取者
		屋外拡声器	
	北海道防災情報システムへの入力（Ｌアラート経由でマスメディアへ情報提供）	ＴＶ放送	視聴者
		ラジオ放送	聴取者
		緊急速報メール	町内に滞在する携帯電話保持者
	電話又はＦＡＸ		渡島総合振興局、函館開発建設部、函館地方気象台、八雲警察署等
まちづくり推進課・新幹線推進課	広報車		住民等（巡回ルート）
	電話又は口頭		町内会、自主防災組織
	ホームページ		ＰＣユーザー等
消防本部	消防遠隔吹鳴装置		住民等
	消防指令車等		住民等（巡回ルート）
	電話又はＦＡＸ		消防団
保健福祉課	電話又はＦＡＸ		要配慮者利用施設
教育委員会	電話又はＦＡＸ		学校等

第５章　津波対策の教育・啓発

津波防災の啓発において最も大切なことは、住民等に対して「自らの命は自らが守る」という観点に立って、「海岸付近で強い地震を感じたら急いで避難」という基本的な事項を周知徹底し、実行させることである。

また、津波対策は、平日と休日、昼間と夜間など時間や場所によって異なるため、その状況に応じ適切な行動を行うには、家族や地域間において常に話し合いを行い、情報を共有することが大切である。

このため、津波発生時に円滑な避難を実施するために、津波の恐ろしさや海岸付近の地域の津波の危険性、津波避難計画等について、啓発・教育を実施する。

１　津波に対する心得

（1）強い地震（震度４以上）を感じた時、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所（指定緊急避難場所又は高台）に避難する。

（2）地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所（指定緊急避難場所又は高台）へ避難する。

（3）正しい情報をラジオ・テレビ・広報等を通じて入手する。

（4）津波は繰り返し襲ってくるので、警報・注意報解除まで気を緩めない。

第６章　津波避難訓練の実施

１　避難訓練の実施

町及び防災関係機関等は、円滑な避難と津波対策の問題点の検証を行うために毎年、津波避難訓練を含めた防災訓練を実施するよう努め、訓練時においては、訓練内容、方法及び問題点の検証を行う。実施時期については、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期・夜間等の実施についても配慮する。

２　避難訓練の内容

町は道、防災関係機関、自治会、自主防災組織等と連携して、住民等の避難訓練のほか次のような具体的かつ実践的な訓練を実施する。

（1）職員参集訓練及び本部運営訓練

（2）災害時要支援者等に対する避難誘導訓練

（3）津波警報時等の住民等への情報伝達及び被害情報収集訓練

（4）必要な情報（災害の状況、避難状況等）に関する道及び防災関係機関への伝達訓練

第７章　積雪・寒冷地対策

１　冬期道路交通の確保

関係機関等が所管する緊急輸送道路や避難所のアクセス道路についての除雪体制を確認する。また、道路の消融雪施設や流雪溝の整備状況を把握する。

２　避難対策、避難生活環境の確保

積雪等による孤立集落の把握、避難所の暖房設備及び暖房用燃料の備蓄の配備状況を把握する。

３　電力の確保

機能が停止した場合の早期復旧対策を確認する。

４　緊急通信ネットワークの確保

通信機器が停止した場合の住民への緊急情報の伝達手段を確認する。

５　雪崩対策

雪崩危険箇所の把握、緊急点検体制、応急対策の実施方法、避難場所への適切な避難誘導等の確認をする。

６　水門等の作動の確保

冬期における動作確認体制を確認する。

７　救助・救出体制の強化

積雪時には、自力脱出困難者の救助・救出が困難となることが想定されるため、救助・救出技術の高度化や体制の強化に努める。

第８章　その他の留意点

１　観光客、釣客等の避難対策

観光客や釣客等、特に町外からの地理不案内者への避難対策は、平常時からのハザードマップや避難誘導看板での周知の他、防災行政無線やＬアラート等の複数の手段を用いて観光客等への情報の周知を図る。

２　避難行動要支援者の避難対策

災害発生直後の避難行動要支援者の避難支援は、地域における住民の協力による方法が効果的と考えられる。あらかじめ避難支援等関係者に提供する避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、町内会、自主防災組織等の地域住民や地域の支援ネットワークが協力しながら、自力で避難できない避難行動要支援者の避難誘導を行う。

３　地域コミュニティにおける自主防災組織結成の推進

大きな災害ほど、住民は「自らの命（地域）は自ら守る」という防災の原点に立って、自ら災害に備えるとともに、自発的に地域の防災活動に寄与することが求められる。地域住民がお互いに助け合い、協力しながら円滑に防災活動を行うため、自主防災組織の結成を推進する。